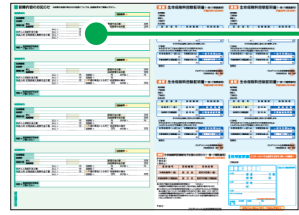


特約記号表

ご確認 同封の「保障内容のお知らせ」(中面左:保障内容のお知らせ)をご確認ください。

保障内容のお知らせ
(4契約の方の場合)



被保険者名 プル電 太郎		証券番号 1234567890
保険種類	介護一時金保険終身払	
保障内容	死亡 200万円 不慮の事故 200万円 家族年金月額 12,345.6万円 高度障害 200万円 不慮の事故 200万円 高度障害年金月額 12,345.6万円 ●入院給付金日額 本人 ▶ 12,345円 配偶者 ▶ 6,789円 お子様 ▶ 12,345円 ●がん入院給付金日額 本人 ▶ 6,789円 配偶者 ▶ 12,345円 ●成人病・女性疾病入院給付金日額 本人 ▶ 6,789円 ●不慮の事故による死亡・高度障害の場合 ●介護年金月額 本人 ▶ 1,234,567円 配偶者 ▶ 12,345万円 お子様 ▶ 6,789万円 ●手術給付金: 特定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の1.0, 2.0, 4.0倍が支払われます。	
特約	リビング 災害 入院 家族収入 平準 通減 通増 傷害 配傷害 子供傷害 無入院 無配入院 無子供入 無がん入 無配がん 無成人病 無女性疾 新買増	

■特約記号表

保障内容のお知らせ「**保険種類**・**特約**」欄の印字をご覧ください。

リビング ▶ リビング・ニーズ特約	子供入院 ▶ 子供入院総合保障特約 (◆)
指定代理 ▶ 指定代理請求特約	家族入院 ▶ 家族入院総合保障特約 (◆)
無平準 ▶ 無解約返戻金型平準定期保険特約	入院療養 ▶ 無解約返戻金型入院療養特約 (◆)
平準 ▶ 平準定期保険特約 (◆)	先進医療 ▶ 無解約返戻金型先進医療特約
通減 ▶ 通減定期保険特約	短期入院 ▶ 無解約返戻金型短期入院特約 (◇)
無通減 ▶ 無解約返戻金型通減定期保険特約 (◆)	無がん入 ▶ 無解約返戻金型がん入院特約
加算家収 ▶ 解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)	手術 ▶ 無解約返戻金型手術給付特約 (◆)
ドル加算家収 ▶ 米国ドル建家族収入特約 (高度障害療養加算型)	新手術 ▶ 無解約返戻金型新手術給付特約
家族収入 ▶ 家族収入特約 (◆)	がん入院 ▶ がん入院特約 (◆)
通増 ▶ 通増定期保険特約 (◆)	がん配特 ▶ がん保険配偶者特則 (◆)
災害 ▶ 災害死亡給付特約	無配がん ▶ 無解約返戻金型配偶者がん入院特約 (◆)
傷害 ▶ 傷害特約	配がん ▶ 配偶者がん入院特約 (◆)
配傷害 ▶ 配偶者傷害特約 (◆)	がん死亡 ▶ がん死亡保険特約
子供傷害 ▶ 子供傷害特約 (◆)	無成人病 ▶ 無解約返戻金型成人病特約 (◆)
子供保険 ▶ 子供保険特約 (■)	成人病 ▶ 成人病特約 (◆)
新買増 ▶ 新買増権保証特約	無女性疾 ▶ 無解約返戻金型女性疾病特約 (◆)
買増 ▶ 買増権保証特約 (◆)	女性疾病 ▶ 女性疾病特約 (◆)
入院一時 ▶ 無解約返戻金型入院特約 (一時金給付型)	就労不能 ▶ 無解約返戻金型就労不能障害特約
新入院 ▶ 無解約返戻金型新入院総合保障特約 (◆)	就労一時 ▶ 無解約返戻金型就労不能障害一時金特約
入院 ▶ 入院総合保障特約 (◆)	疾払込免 ▶ 疾病障害による保険料払込免除特約
無入院 ▶ 無解約返戻金型入院総合保障特約 (◆)	ナーシング ▶ ナーシングケア特約 (介護前払特約)
入院初期 ▶ 無解約返戻金型入院初期給付特約 (◆)	割増年金 ▶ 割増年金支払特約
入院長期 ▶ 無解約返戻金型入院長期給付特約 (◆)	介護割増年金 ▶ 介護割増年金移行特約
無配入院 ▶ 無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約 (◆)	骨髄限定 ▶ 骨髄ドナー給付限定特則 (◆)
配入院 ▶ 配偶者入院総合保障特約 (◆)	手術不担保 ▶ 手術不担保特則 (◆)
無子供入 ▶ 無解約返戻金型子供入院総合保障特約 (◆)	原資保証無 ▶ 最低年金原資保証不適用特約 (◇)
	支払選択 ▶ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

※(◆)印のある特約は、現在、新規でのお取り扱いには行っておりません。(◇)印のある特約は、現在、中途付加のみお取り扱いしております。(■)印のある特約は、現在、ファミリー保険(ファミリー移行時)の中途付加のみお取り扱いしております。

1 生命保険料控除証明書について

ご確認 同封の「保障内容のお知らせ」(中面右:生命保険料控除証明書)をご確認ください。

適用制度
新制度または旧制度

受取人
死亡保険金の受取人
または
給付金の受取人(医療保険等)
を記載しています。
※複数の場合でも1名のみ記載しています。

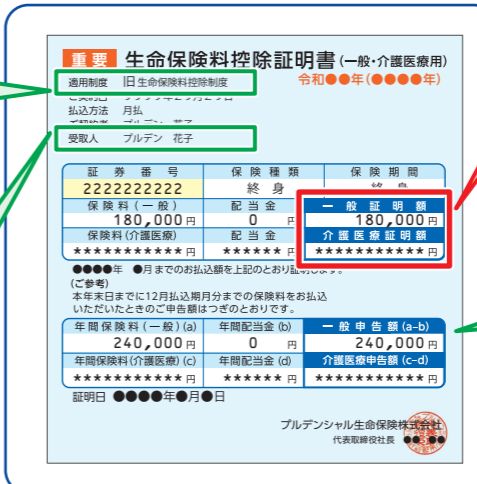
申告額の記載がない場合は
証明額 を申告してください。

申告する金額 を記載しています。
(保険種類に応じて「一般」と「介護医療」に分かれています。)

●「証明額」と「申告額」について

証明額 対象となる年の1月1日から証明日までに既にお払いいただいている保険料の合計額です。

申告額 対象となる年の1月1日から12月末日までにお払いいただく予定の保険料の合計額です。



●生命保険料控除税制改正について

契約日が平成24年(2012年)1月1日以降のご契約より、改正後の生命保険料控除制度が適用されています。そのため、平成23年(2011年)12月31日までに締結した保険契約等と平成24年(2012年)1月1日以降に締結した保険契約等では、生命保険料控除の適用制度が異なりますのでご注意ください。

「適用制度」の表示	申請方法
新生命保険料控除制度	新制度の生命保険料控除にて申告してください。
旧生命保険料控除制度	旧制度の生命保険料控除にて申告してください。

●新制度に関する留意事項

「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」は、法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除証明額を算出しております。

- 例 「一般生命保険料」… 生存又は死亡に起因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料
- 「介護医療保険料」… 介護医療保険契約等に係る保険料
- 「個人年金保険料」… 個人年金保険契約等に係る保険料

なお、上記の3種類の区分に含まれない保険契約(例:身体の傷害のみに起因して保険金が支払われるもの)に係る保険料は生命保険料控除の対象外です。そのため、実際の保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

Q. 「一般」について、旧制度、新制度両方の証明書がある場合、所得税の生命保険料控除額はようになりますか？

▼新制度の証明書

▼旧制度の証明書

A. 保険料控除申告書に記載の新・旧それぞれの計算式にしたがって計算し、申告書にご記入ください。

(記入例)

		保険会社等の名称		保険等の種類	保険期間又は年支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)		給与の支払者の確認印
		氏名				氏名		新・旧の区分			
一般	プルデンシャル生命保険	定期	10年	プルデン 太郎	プルデン 花子	妻	新	旧	120,000	円	
	プルデンシャル生命保険	終身	終身	プルデン 太郎	プルデン 花子	妻	新	旧	240,000	円	
生命保険料	a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	120,000	円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	40,000	円	(最高40,000円)
	a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	240,000	円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	50,000	円	(最高50,000円)
	a)の合計額		C	60,000	円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		③	50,000	円	(最高40,000円)
介護医療保険	プルデンシャル生命保険	医療	終身	プルデン 太郎	プルデン 太郎	本人	新	旧	60,000	円	
	a)の合計額		C	60,000	円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	35,000	円	(最高40,000円)

「一般」の所得税の生命保険料控除額の記入方法

- ① 新制度の一般申告額(もしくは証明額)の合計を、下記計算式Ⅰ(新制度)で算出した控除額 (最高 40,000 円)
 - ② 旧制度の一般申告額(もしくは証明額)の合計を、下記計算式Ⅱ(旧制度)で算出した控除額 (最高 50,000 円)
 - ③ ①+②の合計額 (最高 40,000 円)
- ②と③のいずれか大きい金額④が、一般の生命保険料の控除額となります。

※保険料に換算すると、旧制度の一般申告額(もしくは証明額)の合計が60,000円を超える場合は、③より②(旧制度のみ)が大きくなります。

計算式Ⅰ(新制度)

計算式Ⅱ(旧制度)

年間の支払保険料等	所得控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超～40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超～80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律 40,000円

年間の支払保険料等	所得控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超～50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超～100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律 50,000円

●申告上の留意点

1. 生命保険料控除証明書を申告書に添付してご提出ください。(旧制度では、年間のお払込額が9,000円を超えない場合は添付不要)
2. 生命保険料控除証明書には証明日までの払込保険料を「証明額」として記載しています。月払・半年払契約で証明日以降、本年中に12月払込期分までの保険料を払込む場合は、「ご参考」欄の金額を申告してください。
3. 生命保険料控除証明書の記載事項を訂正したり、控除申告以外の目的で使用した場合は無効です。
4. 生命保険料控除の対象は、保険金等のお受取人(生命保険信託契約の場合は受益者)のすべてをご契約者様又はご契約者様の配偶者、その他の親族とする生命保険契約の保険料です。

※親族とは、6親等以内の血族と3親等以内の姻族を指します。お受取人が親族以外の場合でも、この資料では保険料について表示しておりますが、生命保険料控除の申告を行うことはできません。個別の取扱いについては、所轄の税務署までご確認ください。

2 「保障内容のお知らせ」について、ご注意ください

「保障内容のお知らせ」は、作成日時時点で有効なご契約の保険種類・特約の保障額を証券番号ごとに表示しております。保険種類によっては今後保障額が変動するものもありますのでご注意ください。また、保障額(死亡・高度障害)については1万円未満は切捨ての表記としております。ご契約の詳しい内容は、「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

ご確認 同封の「保障内容のお知らせ」(中面左:保障内容のお知らせ)をご確認ください。

保障内容のお知らせ
(4契約の方の場合)

保険種類

被保険者名 プル電 太郎

証券番号 ▶ 1234567890

保障内容

● 死亡 病気 200万円 不慮の事故 200万円 家族年金月額 12,345,6万円

● 高度障害 200万円 不慮の事故 200万円 高度障害年金月額 12,345,6万円

● 入院給付金日額 本人 ▶ 12,345,6円 配偶者 ▶ 6,7,890円 お子様 ▶ 12,345,6円

● がん入院給付金日額 本人 ▶ 6,7,890円 配偶者 ▶ 12,345,6円

● 成人病・女性疾病入院給付金日額 本人 ▶ 6,7,890円

● 介護年金月額 本人 ▶ 1,234,567万円 配偶者 ▶ 12,345,6万円 お子様 ▶ 6,7,890万円

● 手術給付金: 特定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の1.0, 2.0, 4.0倍が支払われます。

特約

◆ 別紙特約約款表をご確認ください

リビング 災害 入院 家族収入 標準 通減 通増 傷害 配属書

子供傷害書 無入院 無配入院 無子供入 無がん入 無配がん入 無成人病 無女性疾 新増増

ご加入いただいている保険種類・特約が次の場合、「保障内容のお知らせ」とあわせてご確認ください。

- **低解約返戻金型平準定期保険**
低解約返戻金期間中の解約返戻金は、平準定期保険の解約返戻金より低く算出されます。低解約返戻金期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。(低解約返戻金期間満了日まで、もしくは、低解約返戻金期間満了日の翌払込期月の保険料払込までの保険料払込が必要です)
- **変額年金保険**
● 死亡保険金
死亡保険金は基本保険金とそのときの積立金のいずれか大きい金額となりますが、基本保険金額を表示しております。
● 年金額
表示しておりません。年金額は年金原資により決定しますので年金開始時まで年金額は確定しておりません。
● 災害死亡保険金
約款所定の不慮の事故または所定の感染症によりお亡くなりになられた場合、基本保険金額の10%を災害死亡保険金として死亡保険金に加えた額をお受け取りいただけます。
※変額年金保険をご契約のお客様は3ヶ月に一度送付されます「変額年金保険ご契約内容のお知らせ」にて詳細をご確認ください。
- **変額保険、積立利率変動型終身保険**
運用実績を反映した保障額を表示しております。
- **逓増定期保険、逓減定期保険**
◆ **逓増定期保険特約、逓減定期保険特約**
ご加入後に経過した期間に応じて増(逓増の場合)減(逓減の場合)した保険金額を表示しております。
- **家族収入保険**
◆ **家族収入特約**
年金月額が「家族年金月額」とし別表示しておりますので、保障額(疾病・災害による死亡・高度障害)には合算しておりません。
- **解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)**
◆ **解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)**
高度障害該当時に支払われる年金月額は、死亡された際にお支払する年金月額の1.5倍です。(被保険者が生存している場合に限る)また、解約返戻金抑制期間中は解約返戻金がありません。解約返戻金抑制期間満了後は解約返戻金があります。(解約返戻金抑制期間満了までの保険料払込が必要です。解約返戻金抑制期間は保険料払込期間と同じです)
- **米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)**
◆ **米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)**
高度障害該当時に支払われる年金月額は、死亡された際にお支払する年金月額の1.5倍です。(被保険者が生存している場合に限る)
- ◆ **家族入院総合保障特約**
お子様が満20歳になられた日、またはご結婚された場合、配偶者が戸籍から抜けた場合は支払対象外となります。
- ◆ **子供入院総合保障特約、無解約返戻金型子供入院総合保障特約、子供傷害特約**
被保険者をお子様とする給付金支払は、お子様が満20歳の直後に到来する契約当日の前日まで対象となります。(お子様が結婚された場合は支払対象外となります)
- **一時払終身保険(無告知型)**
死亡保険金は第1保険期間中は逓増し、第2保険期間中は一定となります。
- **年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)、米国ドル建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)**
契約当初5年間は、約款所定の不慮の事故または所定の感染症による死亡の場合は基本死亡保険金額、病気などによる死亡の場合は既払込保険料相当額(ただし、基本死亡保険金額上限)をお支払します。
- **介護保障保険**
保険期間中に被保険者が死亡した場合、すでに支払った介護年金等がないときは、死亡給付金(死亡時点での責任準備金相当額)をお支払します。
- **がん保険**
被保険者ががん以外の事由によって死亡し、死亡保険金(がん入院給付金日額の10倍)の支払により保険契約が消滅するときは、保険契約のうちがん給付の支払を目的とする部分の責任準備金を支払うべき死亡保険金に加えてお支払します。
- **終身介護保険(短期払)**
保険料払込期間満了後、保険期間中に被保険者が死亡し、かつ、すでに支払った介護年金または支払うべき介護年金がないときに、介護年金額×10%をお支払します。
- **介護終身保険(認知症加算型)、米国ドル建介護終身保険(認知症加算型)**
被保険者が死亡した場合、(介護年金×支払保証期間の年数) - (支払事由の生じた介護年金の合計額)を死亡給付金としてお支払します。
※計算した死亡給付金額が、マイナスまたは0となる場合には、死亡給付金の支払はありません。
- **米国ドル建特別終身保険(無告知型)(生存保険金特別付)**
● 死亡保険金
第1保険期間: 表示しておりません。
被保険者が死亡した場合、既払込保険料相当額をお支払します。
第2保険期間: 基本保険金額を表示しております。
● 生存保険金
第1保険期間満了日の直後に到来する年単位の契約当日に被保険者が生存していたときに、基本保険金額の30%をお支払します。
- **がん診断保険、介護一時金保険**
被保険者が死亡した場合は、死亡給付金(死亡時点での責任準備金)をお支払します。
- **解約返戻金抑制型就労不能障害保険**
◆ **無解約返戻金型就労不能障害特約**
就労不能障害年金のみ表示しておりますが、約款所定の障害状態に該当し、毎年の生存判定日に生存しているときには、特定障害年金、就労障害サポート年金(年金月額×30%)を毎月お支払します。
※特定障害年金のお支払期間は最長3年間となります。
- **米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)**
● 死亡保険金
第1保険期間: 表示しておりません。
被保険者が死亡した日における、一時払保険料相当額、積立金額、解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払いたします。
第2保険期間: 被保険者が死亡した日における、基本保険金額と増加死亡保険金額の合計額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払いたしますが、基本保険金額を表示しております。

■ 「保険金・給付金削減支払法」の適用となっているとき
保険証券に「保険金・給付金削減支払法」の適用年数の記載がある場合は、適用期間中(ご契約から記載の期間が経過するまでの間)は保険証券上の保険金額から約款で定められた一定の割合を削減した保障額を表示しております。